

平成23年度予算要求基準

平成23年度の予算要求基準は下記のとおりとします。ただし、これにかかわらず部局ごとに、義務的経費、普通建設事業費を除いた事業費の一般財源ベースで、対前年比13%の予算要求枠を設定し、その枠内での要求とします。

また、普通建設事業については平成22年度予算額(一般財源ベース)を上限額とします。

事業別要求基準

(A) 重点化事業

1 予算要求基準

主に、第四次総合計画において、重点的に取り組むべき施策として位置付けられた事業のための経費です。以下の事業について、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とします。

なお、予算要求については、新規及び継続事業の各事業単位で行うものとし、継続事業については、事業評価結果を反映した要求限度額を事業ごとに設定します。

2 重要課題

『第四次宮崎市総合計画の着実な実施と新市建設計画、新市基本計画の推進』

(1) 『次世代を担う人づくり』戦略プロジェクト

豊かな心をはぐくむ『教育創造都市』づくり

- ・ 教員の教える力、指導する力を高め、子どもたちの学力向上やいじめや不登校のない学校づくり、障害を抱えた児童生徒に対する学習環境の充実に取り組む事業に対応します。
- ・ 児童生徒の保護者や地域住民が積極的に学校運営にかかわり、開かれた学校づくりを進め、地域・家庭・学校が連携し地域ぐるみで子どもをはぐくむ環境整備に取り組む事業に対応します。また、子どもたちが創造的で感性豊かに育つように、読書環境の充実を図る事業に対応します。
- ・ 公民館機能の充実や高等教育機関との連携を進め、地域における生涯学習の充実を図る事業に対応します。地域住民の生涯学習や文化芸術・スポーツ活動への参加を促し、地域を担う人材の育成や地域づくりに取り組む事業に対応します。

次世代を担う子どもをはぐくむ『子育てサポート都市』づくり

- ・ 市民や地域、行政が一体となって、子育てをサポートする体制を整え、子どもを安心して育てられる社会環境の整備に取り組む事業に対応します。
- ・ 子育て中の保護者が家庭と仕事を両立できるように、多様な保育サービスの提供と子育てにやさしい就労環境の普及に取り組む事業に対応します。
- ・ 子育て中の家庭の経済的負担を軽減する事業に対応します。

(2)『地域コミュニティの活性化』戦略プロジェクト

住民が主体となって市民活動を行う『ボランティア都市』づくり

- ・ NPO、ボランティア団体、地域活動団体などを支援するとともに、社会貢献活動・地域コミュニティ活動の拠点やネットワーク体制の整備に取り組む事業に対応します。
- ・ 福祉や教育・文化、地域の安全、観光など多方面にわたるまちづくり活動に携わる人材の育成に取り組む事業に対応します。

高齢者、障害者が安心して暮らせる『健康福祉都市』づくり

- ・ 地域や家庭で自立した生活が送れるように、高齢者や障害者に対する在宅福祉サービスの充実や居住環境・都市環境の整備に取り組む事業に対応します。
- ・ 心身ともに健康で充実した暮らしが送れるように、社会参加の促進や就労支援、経験を生かした生きがいづくりをサポートする事業に対応します。
- ・ 災害時の避難や被災後の生活が安心してできるように、地域と連携した支援体制づくりに取り組む事業に対応します。

資源循環型社会の先進地を目指す『環境都市』づくり

- ・ 自然とのふれあいの場を提供するなど、市域全体に広がる豊かな自然に親しむ環境の整備に取り組む事業に対応します。
- ・ 循環型社会の構築や地球温暖化の防止のため、市民、地域、事業者、行政が一体となって、CO₂削減、ごみ減量、エネルギーの有効利用に取り組む事業に対応します。
- ・ 多様な都市機能がコンパクトに集積した都市構造の構築や公共交通機関の利用促進を図り、環境にやさしいまちづくりに取り組む事業に対応します。

(3)『都市の魅力創出』戦略プロジェクト

美しい自然と情景につまれた『景観都市』づくり(九州一のまちづくり)

- ・ 景観意識の啓発に努め、市民・事業者・行政が協働して、美しい街並みづくりを進めるとともに、花や緑のまちづくりを進め、「活力と緑あふれる太陽都市…みやざき…」にふさわしい景観形成に取り組む事業に対応します。

- ・ 里山や農地など、市街地周辺の自然環境を保全する活動を支援し、良好な農村環境の維持・整備に取り組む事業に対応します。

宮崎の魅力と交流を高める活力ある『産業都市』づくり

- ・ 農林水産分野などでの意欲ある担い手の育成や、生産基盤の整備、地場産品の高付加価値化やブランドの確立に取り組む事業に対応します。
- ・ 各種産業との連携や地域資源の活用による観光産業の振興や、地域特性を生かした「スポーツランドみやざき」を推進し、地域間交流の促進と地域経済の活性化を図る事業に対応します。
- ・ 大型企業の誘致に向けた中核的工業団地を開発するとともに、企業誘致を積極的に進め、雇用の場を創出する事業に対応します。
- ・ 中心市街地の「にぎわいと活力」を取り戻すため、中心市街地の活性化を図る事業に対応します。

高い危機管理能力を持つ『総合防災都市』づくり

- ・ 市民一人ひとりの防災意識を高め、地域で災害に備える体制を整えるとともに、消防団組織の強化に取り組む事業に対応します。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため、防災・減災施設や避難・救助体制の整備に取り組む事業に対応します。
- ・ 市民の健康を守るため、危機管理体制を確立し、重大な感染症の発生などに、迅速かつ的確に対応する事業に対応します。

3 予算要求限度額

(1) 新規事業

1) 事業評価対象事業

予算要求限度額は設定しません。

(2) 継続事業

1) 事業評価対象事業

「拡充」と評価された事業

平成22年度予算額(一般財源ベース)から30%増額した額を予算要求限度額とします。

「現状維持」と評価された事業

平成22年度予算額(一般財源ベース)から5%減じた額を予算要求限度額とします。

「縮小」と評価された事業

平成22年度予算額(一般財源ベース)から30%減じた額を予算要求限度額とします。

(3) 事業評価対象外事業(平成22年度新規事業)

平成22年度予算額(一般財源ベース)から5%減じた額を予算要求限度額とします。

(B) 政策的事業

1 予算要求基準

市政上、当面の重要なプロジェクト等であって、緊急又は時限的な対応が必要であり、年度間の経費の増減が大きい事業、事業規模の大小にかかわらず取り組むべき事業などに対応することとします。以下の事業について、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とし、予算編成過程の中で調整することとします。

2 予算要求の対象となる事業

(1) 市長マニフェストの実現に向けた、以下の5つの基本施策に基づいた『市民が主役の市民のためのまちづくり戦略の推進と地域経済の復興、活性化の推進』に取り組む事業

1) 市民による地域コミュニティの形成

対面型の地域コミュニティづくり・地域の魅力の再発見
地域と学校の連携による感性豊かな「みやざきっ子」の育成

2) 市民の安全・安心

子育て支援の充実
市民の健康づくり
生涯現役のための高齢者の交流の場と生きがいづくり
障害者の自立支援と社会参加の充実
消防体制の充実と災害に強いまちづくり

3) 市民の所得向上

雇用確保に向けた企業誘致の推進と工業の振興
農林水産業の経営安定と所得向上
滞在型観光の構築と観光資源の再発見
魅力ある商店街の振興と中心市街地のにぎわい創出
新市の均衡ある発展と一体感の確立

4) 市民のための自然環境保全

自然を生かした環境にやさしいまちづくり
安全・安心で、安定した水資源の確保と家庭排水対策の推進

5) 市民のための市役所改革

市民目線の信頼される市役所づくり
市民の視点に立った透明性の高い行政経営
女性の視点を取り込んだ市政運営
地域主権を見据えた分権型まちづくりの推進

(2) 新市建設計画及び新市基本計画に位置付けられる事業（実施計画事業）

(3) 主要プロジェクト事業 <指定事業>

生目古墳群史跡公園整備事業
東部第二土地区画整理事業
学校プール改修事業
昭和通線（小戸之橋架け替え）整備事業
吉村通線（曾師工区）道路改築事業
公設合併処理浄化槽事業

(4) 新規事業評価対象事業〔(A)重点化事業を除く事業〕

(5) サンシャインネット計画推進委員会が必要と認めたシステム開発関係経費

(6) 単年度限り事業

- ・(例)大会開催関係経費

3 予算要求限度額

予算要求限度額は設定しません。

(C) 公共投資関係事業

1 予算要求基準

重点化事業又は政策的事業に対応するものを除く公共投資関係事業については、災害復旧事業、災害関連事業、継続費及び債務負担行為に基づく歳出化分等を除き、一般財源ベースを基準とする予算要求限度額を設定することとしますので、予算要求に当たっては、以下のとおりとします。

2 予算要求方法及び限度額

(1) 下記の から に係る事業

下記の から に係る事業については、各事業における要求限度額は設定いたしません。平成22年度予算額(一般財源ベース)を上限額とし、事業費の合計額が、その枠内となるように要求することとします。

補助事業・交付金事業

地方特定道路整備事業、県単独事業については、これに含みます。

単独事業

国・県事業負担金

受託事業

(2) 災害関連事業、災害復旧事業

災害関連事業については、所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

現年補助災害復旧事業については、以下のとおり予算計上の上限額を事業費ベースでの予算要求限度額とします。

- ・道路災害 約1億円 ・公園災害 約2,000万円 ・林業災害 約1,000万円
- ・河川災害 約1億円 ・農地災害 約4,000万円

過年補助災害復旧事業で災害査定済みのものはその所要額とします。

ただし、未査定のものに必要な経費を所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

単独災害復旧事業については、以下のとおり予算計上の上限額を事業費ベースでの予算要求限度額とします。

- ・道路災害 約200万円 ・公園災害 約1,000万円 ・林業災害 約100万円
- ・河川災害 約200万円 ・農地災害 約500万円

(D) 義務的経費

1 予算要求基準

義務的な負担を要することから、シーリング対象外として認められる以下の経費については、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とし、できる限り歳出の抑制を図ることとします。

2 予算要求対象経費

- (1) 人件費(特別職報酬、職員の給与費、共済組合負担金、管理運営的な委託料・補助金に含まれる人件費分) 節07の賃金は物件費であり、一般行政事業に区分されます。
- (2) 扶助費(負担金・補助金等で社会福祉施設に措置を委託した場合の措置費などで扶助費的性格のものを含む)
- (3) 公債費(一時借入利子及び地方債取り扱い手数料を含む)
- (4) 特別会計繰出金等

3 予算要求限度額

予算要求限度額は設定しません。

(E) 一般行政事業

1 予算要求基準

一般行政事業((A) ~ (D) 以外の事業)については、施策の抜本的見直し等による歳出の縮減を図るとともに、重点化事業、政策的事業への予算配分の重点化を図るため、以下のとおり、事業評価対象事業と事業評価対象外事業に区分します。

2 予算要求方法及び限度額

(1) 事業評価対象事業

「拡充」と評価された事業

平成22年度予算額(一般財源ベース)から20%増額した額を予算要求限度額とします。

「現状維持」と評価された事業

平成22年度予算額(一般財源ベース)から10%減じた額を予算要求限度額とします。

「縮小」と評価された事業

平成22年度予算額(一般財源ベース)から30%減じた額を予算要求限度額とします。

なお、予算要求限度内の要求の場合は、原則、査定しませんが、継続事業評価において、改善有とされた事業については、改善内容の確認をします。

(2) 事業評価対象外事業

平成22年度予算額(一般財源ベース)から10%減じた額を予算要求限度額とします。

その他の事項

1 予算要求の取りまとめ

(1) 部局の予算要求方針の策定

重点化事業、政策的事業等について、十分考慮し策定してください。

(2) 予算要求の限度額内での調整

予算要求限度内で調整した事業については、原則、見積り額をもって予算計上額としますが、次の事項については、財政課との協議事項とします。

新規事業（設備、施設整備も含む）
補助率、単価等の制度内容を変更したもの
団体補助金を増額したもの
部局間、課室間での連携が必要なもの
その他全庁的調整を必要とするもの

2 予算要求の限度額設定上の留意点

- (1) 企業会計部局については、一般会計の予算要求基準に準拠することとします。
- (2) 特別会計部局において繰出金を充当する一般行政事業については、一般会計の予算要求基準に準拠することとします。
- (3) 予算要求限度額を設定した事業間の揺り動かしは、原則、認めませんが、やむを得ず部局内における事業費の揺り動かしがある場合は、財政課と協議してください。

3 予算要求に当たっての留意事項

平成23年度予算要求に当たっては、前述のとおり、各部局に予算達成目標額（義務的経費、普通建設事業費を除き、平成22年度予算額（一般財源ベース）比13%）を設定しておりますので、予算要求書提出の際は、その額を超えることのないよう、部局において調整を図ったうえで提出するようにしてください。